

第1回 豊橋市児童相談所設置等検討会議（有識者会議） 会議録

日 時	令和7年7月8日（火）午後1時30分～午後3時30分
場 所	豊橋市こども若者支援センター 第1会議室
出席者	[委 員] 敬称略・五十音順 井上香奈子、大瀧和男、河邊伸泰、中村聡、野儀あけみ、前田清 [事務局] 芳賀信明（こども未来部長）、内藤政宏（こども若者支援センター長）、後藤寛貴（副センター長）、元吉レイ子（専門員）、山口雄太（主査） 他3名
欠席者	なし
傍聴者	3名

要旨

1. 挨拶

- こども未来部長挨拶

2. 委員紹介

- 各委員自己紹介

3. 委員長（議長）選任

- 委員の互選により、A委員が委員長（議長）に就任

4. 資料説明

- A委員（議長）

それでは、早速ですが、事務局から資料の説明をお願いいたします。

- 資料1、資料2及び資料3「これまでの動き」について事務局から説明

- A委員（議長）

ただ今の内容に関して、不明点があればご質問をお願いいたします。

- F委員

9頁の手法2は、一時保護は県と連携しと書いてありますが、一時保護所をもたないということでしょうか。

- 事務局

手法2は、今の体制を指しています。

- F委員

手法2は現状維持ということですか。

- 事務局

はい。

- F委員

この会議の目的は、児童相談所をつくることが大前提ではないのですね。

- A委員（議長）

必要性も含めてと思っていますが、そういう理解でよろしいですか。

- 事務局

はい。

- F委員

では議論の結果、児童相談所はいらないという結論もあり得るということですか。

○A委員（議長）

有識者会議の意見としてはそういう可能性も。しかし、いらないというより、メリットもあり、課題もあるという整理になるかと思います。最終的には市で決定されることだと思いますが。設置の必要性や、設置するならどういうコンセプトでやるかということは有識者会議に問われていると思います。そういう整理でよろしいですか。

○事務局

はい。

○C委員

児童相談所の責任は、この10年20年の間にどんどん強化されてきましたが、初期の頃は何でもかんでも児童相談所がやるべきだというような話があって、とてもできないというような状態でした。その結果、市町村にも一定の役割をもってほしいということで、児童福祉の世界でも、それぞれの市町村、基礎的自治体に児童相談所の業務を助けてくれるような形で、今の体制ができていくということだと思います。だから豊橋市で児童相談所をつくって、この分野について頑張るんだというのは、一つの意味決定でいいと思いますが、予算や人材の確保などいろんな部分でもし仮に限界があることが見えてきたとしても、児童相談所をつくらなくても、豊橋市における児童福祉のために、まだまだやることがあるという結論も一つあるのかなという気がします。今の話は、そういう話に聞こえましたがいいですか。

○事務局

児童相談所の設置ありきではないですが、これまでの令和2年度、3年度の検討も踏まえた形であるということと、現在の市長が児童相談所設置に強い思いもあるということで、前向きな検討として考えていきたいです。

○B委員

ココエールの体制は大分充実してきているという話でしたが、あとどのくらい不足がありますか。

○事務局

仮に児童相談所を設置するとなると、どのくらいの職員が足りないかというのと、児童相談所設置の職員配置基準というものもありますが、それに加えて一時保護所に従事をする専門職も必要になってくるかと思います。人口規模がほぼ同じ他市の状況を見ると、併設機能などいろいろな複合的機能の部分もありますが、明確な人数はなかなか難しいですが、100人規模の体制が必要になってくると思います。

○事務局

今現状ですと、強化してきていますが29名です。なので、仮に児童相談所を設置して、一時保護所も併設してとなると、倍以上ですね、かなり人材の確保、それから専門的な知見をもった職員の養成が必要になってくると思っています。

○A委員（議長）

財源の問題も前回の有識者会議で出ていたと思いますが、児童相談所を設置すれば新たな地方交付税など、何か財政的な支援があるという整理でよろしいですか。

○事務局

はい。財政的な支援は交付税もあると思いますが、それだけですべてを賄えるわけではなく、市の財政負担も出てきますので、一定の課題があると思っています。

○A委員（議長）

それでは、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

●資料3「現状と課題」について事務局から説明

○A委員（議長）

ただ今の内容に関して、不明点があればご質問をお願いいたします。

○C委員

児童虐待の問題の背後には、様々な福祉のひずみみたいなものが必ずあります。社会のいろんな問題が家庭の中に入って、家庭の中で一番弱い者がひどい目にあうと、まさにそれが

児童虐待だと思います。私は県の児童相談所に関わっていますが、いろんな家庭がありまして、その中に精神疾患を抱えている親だとか、あるいは失業した親だとか、多重債務を負った親、刑務所に行った親だとか、生活保護だとか、あるいはたくさんのおこもがいて、とても子育てできないだとか、いろんな問題がある中で、児童虐待という形で社会の注目を浴びますが、実はその背後に様々な貧弱な福祉があります。それは児童相談所としてわかっていますが、なかなかアピールできなくて、すべて児童相談所で解決しようとしてもなかなかできないという時代が少なくとも過去には相当ありましたが、その中で市町村にも一定の役割をもってもらいましょうということで、親子分離を強制的にしなきゃいけないような事案は児童相談所が中心になってやるけれども、親子分離を直ちにしなきゃいけない程度の問題ではない家庭については、要保護児童対策地域協議会を通じて市町村に手伝ってもらいながら、何とかやりましょうというようなことで今に至っていると認識しています。41 頁、関係機関との連携と課題という部分の図は、まさにそれを表していると思いますが、児童相談所は市町村にはない権限がありますので、本当に何とかしなきゃいけない事案は、児童相談所が中心になって、強制的に家庭内に介入して子どもを家庭から一旦取り上げてというようなことをしますが、そこまでいかない事案については、児童相談所はどちらかというと裏方に回って、市町村、その他の関係福祉機関の協力を得ながら処理しているのが実際かなあと私は理解しています。そういう二元体制は、時としてデメリットも相当あると思いますが、児童虐待だけではありませんが、児童相談所の機能を有効に発揮するためには、（市町村の協力が）やっぱり必要なと。児童相談所だけが解決する問題ではなくなります。豊橋市で児童相談所をつくるのは非常にいいことだと思います。児童福祉の問題で、より強い権限をもてるのでいいことだと思いますが、今まで児童相談所の業務を少しでも助けるということでココエールが頑張っていたということだと思いますが、ココエールを児童相談所にしてしまった場合に、今度は豊橋市児童相談所を助けるための市町村の組織はあるのかということが非常に心配です。ある政令市では、児童相談所の仕事を軽くしたくて少し区に投げたいんだけど、同じ市なのでなかなかうまく投げられなくて児童相談所にばかり仕事が集まって困るという話を聞いたことがあるので、もし豊橋市で児童相談所をつくるのであれば、児童相談所を支えるような基礎的自治体の組織がなくていいってわけじゃないと思います。そうでないと、すべて児童相談所が抱えることになって大変かなと。新聞とかに出てくる虐待の事件というのは、結局児童相談所は何をやっていたんだみたいな話になりますが、本当は違うのかなと常に思っていて、児童相談所が間違っていたということもあるかもしれませんが、その周りの福祉関係機関の協力は得られたのだろうかとか、その前に福祉関係機関との関係で何かもっと違うことがあったんじゃないかということは常に考えているので、二元体制を一元体制にすればより良い結果になるという、そう簡単なものじゃないんじゃないかというのが、41 頁の図を見ながら考えた感想です。

○事務局

まさにそのように思っています。今、県と市の二元体制という形で、児童相談所が県で、基礎自治体の市がどちらかというと軽いケースというか、予防的なところを市が担っている。そこも残しつつ児童相談所をもつというご意見かと思いますが、そういった方向で考えていきたいと思います。

○E 委員

もう少し説明していただきたいのですが、41 頁で、こども家庭センターの要対協と児童相談所の関係はどのような形ですか。児童相談所が比較的重たいケースや法的なケースを対応しますが、それだけでは子どもたちは健全に育っていきません。やはり自分たちの住んでいるところで、どのように子どもたちの生活が成り立っていけるかというところに焦点を置かないと、児童虐待の予防的な活動にもならないし、児童相談所と市町村が別々にやっても意味がありません。児童相談所と市町村が、豊橋市において一体的に動いていくことで、子どもたちが住んでいる地域で成長していけるような形になっていくと思います。ですので、支援が必要な親御さんであってもいいよ。子どもたちを支えるサービスがある。なければつくっていくという思いでやっていくことが大事であると思います。そういうことを豊橋市は

今もやっていると思います。自立支援のこともこども家庭センターでやっていると思うので、連携方法などをもう少し説明していただきたいです。

○事務局

現状でということですか。

○E委員

はい。相当市町村としても活動していると思うので、その辺りの現状を教えてください。

○事務局

要対協事務局はココエールが担っていますし、担当者レベルでの定期的な会議は毎月実施をしていて、そこには児童相談所の担当者も出てきていただいています。要対協ケースは全件共有をしながら、支援方針を決めたり、どんな支援をしているか情報共有をしています。そうしたところで、市でできるサービスや福祉サービスの必要性があれば、我々もそのケースに対して協力しながら、どんなことができるのか協議したり、必要であれば個別ケースの検討会議もやりながら支援を進めています。

○E委員

いろんなケース会議などを通して、いろんな機関が市町村と協力しながら、児童相談所が終了したケースと一緒に支えて、その子たちが地域でどうやって健全に成長していけるかを考えていると思うので、児童相談所と市町村とのつなぎをうまくやりながら、地域で暮らせなくて施設に行く子たちは児童相談所に任せるけれども、地域で生活する子たちは、今のような会議などを通して、他機関で支えているのでしょうか。

○事務局

はい。

○E委員

それで何かが起こったときには、児童相談所に上げていっているのですよね。

○事務局

はい。E委員の市は児童相談所もこども家庭センターの機能もありますが、その辺のところはいかがですか。

○E委員

私たちもこども家庭センターを豊橋市と同じような形で設置しており、母子保健と要対協は連携できていまして、特定妊婦で支援が必要なケースが出てきたら、すぐ児童相談所に上がってきます。この週末危険、いつ出産かわからないとなると、支援会議をすぐに開催します。こどもが生後1ヶ月2ヶ月で、ショートステイを使っているけど大分母親がしんどがっていて、この土日に一時保護になるかわからないからお願いしますという連絡が、週末になったら母子保健など各機関から聞こえてきます。そうなったらすぐに、何かあったときには一時保護するという準備をしておきます。それで、必要に応じて一時保護し、一時保護中にサービスをきちんと調整をして自宅に帰していくというような形をとっています。そのあたり市の子どもセンターの中で一体的にやっていますので、児相の業務のみならず市町村のサービスまできちんと調整しています。そのあたりは上手くできていると思います。あと、福祉サービスだけでは足りないサービスがあります。私たちの場合は、社協（社会福祉協議会）がいろんな活動をしていまして、社協が地区社協とか、地域と組んでいろんな事業をやっておりますので、こどもに対して居場所がないとなると、こどもの居場所をつくろうかみたいな感じになります。社協と要対協がタイアップして必要な居場所をつくって、こどもを支援しているっていうような流れにもなっています。そこ（児童相談所と要対協と社会福祉協議会）が一元的にできているのがいいとこだと思います。

○A委員（議長）

今のお話はまさに市で児相をもつメリットや必要性というのでしょうか。やはり同じところでやっているからこそ早いですし、迅速な対応もできるし、あと社協を活用した幅広い支援ができるというのは、やっぱり強みなのかなと今お話伺いながら感じました。

○F委員

児童相談所は重篤なケースを対応し、簡易な比較的軽いものは市町村（が対応する）とい

う建前ではありますが、現実には軽微なケースも大部分を児相がやらざるを得ない状況です。というのは、警察通告が大体5割から6割あって、それこそ皆市町に送致してしまえば簡単かもしれませんが、やはりそこは市町と県の関係性がある、市の方もそこまで人材がいなかったことはわかっている、その辺例えば豊橋市の中で児相ができれば、もう割り切って夫婦喧嘩はすべてこども若者支援センターに下ろす。夫婦喧嘩はまさに強権発動というよりも、育児支援家庭相談のカラーがすごく強いので、そういう意味では、もちろんそれに見合った人材、マンパワーを置かないといけません、そういった割り切り型が今の形よりももっとスムーズにいくのではないかと思います。そうすると、本当に必要な強権発動しないといけなようなケースに特化して、児童相談所の本来の動きが期待できると思っています。

○E委員

今のお話にプラスさせていただきますが、私たちも初めは、子どもセンターの組織の中に発達支援を入れたり、子育て相談を入れたり、たくさんの機能をもっていました。そうして、3年間経ちましたら仕事量も事務室もアップアップになってきました。また法改正でこども家庭センターもつくりましたよとなってきたら、児童相談所しかできないことと、児童相談所もできるけれども他の組織でもできること、ここはちゃんとわけておかないといけないと思います。本当に今言われた通りで、重篤な事案が起こったときとか、誰もが支援できなくなったときの最後の砦として、児童相談所が解決へ導く。例えば、閉じこもってこどもが出てこないときには、最後にどうしようと相談されたり、自殺するとネットで書き込んだ。どうしようってなったらその確認に児相が行く。海外からの観光客で、外国人が出産したらそれを解決しに行く。そういうとても難しい事案を解決するためには、やはり余力を残しておかなくてはならないと思います。協力はしますが、余りにも機能をもち過ぎると反対に機能しなくなると思います。

○A委員（議長）

今のお話の関連ですが、28頁の豊橋市と児童相談所の虐待相談の種別の表が気になっていまして、児相の方が心理的虐待が多くて、市の方が身体的虐待が多いというこの状況は、国の想定で考えられている重いものは児童相談所、軽いものは市という想定が、果たして今の豊橋市でそうなっているのか。心理的虐待の中にも重たいケースもあると思いますが、国が想定しているような軽い重いそれぞれの分担が、もしかして市の方もかなり重い身体的虐待ケースをもっているかもしれないと思うので、今日は印象を教えてください。

○事務局

私の感觸的には、28頁で県の方の心理的虐待がかなり多いということは、おそらく警察からの通報による部分が多いのかと思います。先程の夫婦喧嘩で心理的虐待とかが多いのかなと感觸的には思っています。身体的虐待の中では重たいものも当然ありますが、そうしたら、やはり分離が必要かなとうちから送致という形で、児童相談所に送らせていただいたりとか、技術的支援で一緒に行ってもらって保護の必要性を一緒に見てもらうだとか、そういうこともありますので、重たいってところの中にはありますが、という感覚です。

●資料3「豊橋市が児童相談所を設置する必要性」について事務局から説明

○A委員（議長）

ご質問ご意見などいただければと思います。

○B委員

こどもの臨床という児童精神科医の立場からお話をさせていただくと、現在の二元的な体制は切れ目があります。ココエールは一生懸命やっていますが、児童相談所の方は、ある程度の支援が終わると割とすっと引いています。その時に切れ目があって、ものすごく不安になってしまいます。こどももそうですが、親もそうですし、それから学校の先生たちも急に不安になってしまいます。その辺のところは上手くありません。ココエールは一生懸命入ってくれますが、その辺の切れ目に少し温度差があります。児童相談所のスタッフ

と、ココエールのスタッフとの間に温度差があるんです。ココエールは市なので、こういう言い方はなんですが、温かいです。家庭の裏側も色々ご存じなので。ところが児相はそういうわけにはいかなくて、ある意味事務的に処理していくスタイルになっているので、そのところが上手くいかないかなと。それからもう一つ、役所には 18 歳という切れ目があって、そこでもう終わってしまうみたいなことがあるので、やはりそこをカバーしていくためには、児童相談所とこども家庭センターだとか今のココエールの体制がある程度一体化した形でいることによって、切れ目がない形でその人を社会に送り出していくことができるのではないかと。その辺が今のところの不満です。もう一つは、私がこれまで付き合いのあった児童相談所の職員の方々は、結構経験のある方たちでしたが、今の職員の方はものすごく若くなってしまっていて、親に負けてしまいます。これも仕方がないことなんですが、少し頼りないです。そういう面でも、もし市に児童相談所があれば、もっと足が地についた形で、今よりももっと実動的にもなるし、もう少し我々が頼りにできる感じはあるかなと思います。だから経済的なこととかを抜きに考えると、ものすごくメリットがあると思います。もう一つは、児相で虐待ケースを扱っていく中で、どうしてそうなったのか、いろんな経済的な問題だとか、あるいは育ちの問題だとかが出てくるわけですが、そうした知見をフィードバックさせて、子育て支援という方向に、その知見を活用できるのではないかとということです。そういう意味で、実際に我々が対したケースを分析することによって、こういうふうになってきたわけだから、赤ちゃんの時からこういう点に気をつけてこんなふうにした方がいいよねっていうような、実際的なコンセンサスが得られるのではないかなと。そういう知見が得られることによって、子育て支援ももっと違った形になるのではないかと思います。

○事務局

切れ目がどうしてもあるのは否めません。豊橋市で児童相談所をもつことのメリットの一つとしては、児童相談所と今のココエール機能の組織的な壁はあるかもしれませんが、市として切れ目なくという形にはなります。それから、今のココエールの特徴として、18 歳以上 39 歳までの若者支援もここでやっていますので、そういったところは切れ目の狭間に落ちないという、今もっているメリットかと感じています。

○C委員

予算だとか人材確保だとかいうような制約が仮になれば、ぜひつくるべきだと思っています。ここにメリットがいくつかありますが、もしかしたら少し的外れかもしれませんが、私が思っているメリットを少し加えさせてもらいたいと思います。実は、児童福祉法等で児童相談所長にはいろんな権限があります。市町村にはないはずで。例えば一時保護をするとか、あるいは施設に入所する、里親委託するときに親権を行う者に意に反したときには、家庭裁判所に申し立てて手続きをするとか。私が児童相談所の業務に関わっているのは、主に裁判所との関係の業務が多いので、もしかしたら少し私の認識が偏っているかもしれませんが、児童相談所には少なくともそういう法的手続きをするいろんな権限があります。特に一番大きいのは、親子分離をする、家庭の中で非常に危ない状態にあるときに、権限のない人がやると誘拐罪に該当する可能性が生じますが、児童相談所は法律の規定に従って親子分離ができます。一時的に親子分離を試みたり、あるいは中長期的に施設に入所させたり、あるいは里親委託をしたりとか、親権を行う者の意に反したとしても、家庭裁判所の助けを借りることによっていろいろできます。あるいは特別養子縁組をするときも、令和元年の改正で、令和 2 年 4 月からの施行だと思いますけど、特別養子縁組を成立させるに当たっても、児童相談所として一定の役割を果たすことができるような制度になっています。その他にも、例えば親権を行使する者がいない人、こども、これ実は法律的にはもう未成年後見が開始しているという言い方をしますが、でも未成年後見人はいませんよね。親族が申し立ててくれれば未成年後見人がつきますが、児童相談所長も実は、児童福祉法上未成年後見人選任の申し立てができます。そういった形で、児童相談所をもつと、法律的に少なくともいろいろな権限が付与されると思います。そのために、それをこなすための専門人材の確保だとか、どうするのか。今日冒頭で言いましたように、児童相談所は本来は原則として、弁護士の資格のある職員を置かないといけないという原則ですけど。そういったこともあるので、そうい

う意味では人材の確保という意味で、どういう体制を想定しているのかということは、並行して考えないといけません。もしそういった権限をもつことができれば、今ココエールでもう少し何とかしてあげたいというときに、おそらく迅速に対応できるということになるかなと。ただそれは逆に言うと、いろんな責任を負うことでもあるので、今ならこれは少し市町村では手に余るので、県の児童相談所でやってくださいということでもいいのかもしれませんが。ただココエールで考えていることが、どうも伝わらないということはいくらでもあるかと思うので、そういう意味では家庭に対して何らかの介入支援をするときに、そういうコンフリクトを抱えることなく、スムーズにできるという意味では、市で児童相談所をもつということは、とてもいいことかなと思いました。従って、できれば必要性の中に、児童相談所特有の権限が行使できるようになるということ、ぜひ入れてほしいなと思いました。

○事務局

非常に強い権限をもっているというイメージをもっていますが、確かに権限をもつというメリット、同時に責任を負っていく形にはなりますので、でも確かにその必要性はあるかと思しますので、前向きに検討させてもらいたいなと思います。あと私から一つ、逆に質問ですが、D委員、46 頁の丸5番ですが、10 代後半児童への支援ということで、先程ケアリーパー支援ということで、ココエールの方でも食料支援ですとか、そこからの顔つなぎ支援を令和4年度からやらせてもらっていますが、施設を退所されて自立される、あと進学される、ご家庭に帰るこどももいるかなと思いますが、その若者に対して、こうした支援があるといいなとか、こうした支援を市でできるといいなみたいな想いとか、ご意見あればどうでしょうか。

○D委員

一つは、市内に残る子がどれだけいるかということが現状。今年、いろいろサポートしていただいた子が就職して、一月に1回ぐらい顔を出してくれるので、状況は把握できますが、他の市町村に引っ越していく子もいますし、今これだけ物価が高いと、中卒とか高卒でいいところに就職できなかったこどもたちは、お給料も安い中で、やはり食べていくのが大変だとよく耳にするので、生きていくために食料支援はいの一番かなと。本当は施設でもつべきものなんでしょうけども、就労先とのパイプをどうつないでいただけるかも大きなポイントかなと思っています。本来は職業指導員を置いてやるのがいいのですが、現状（児童養護施設も）手一杯で大変な状況なので、こどもたち（の就職）も本当に難しくなっていてということもありますし、よく市の方がみえると言うのですが、（児童養護施設の）職員の成り手もない状況で、本当に（市が児童相談所を）設置していくとなったときに、先程 100 人ぐらいと言われてしまって、100 人とられたらうちの就職率はゼロだなと思うぐらいに今深刻な状況です。よくF委員も県も困っているよと言われますが、本当にこどもも多分大変な人手不足です。今ご質問いただいたのは若者の支援ということなので、うちら（児童養護施設）もできる限りのことはするのですが、きちっと施設に顔が出せない子、音信不通になってしまう子はいいいことをやっていないので。（退所後の）施設側で見えない部分のこどもたちが今何をしているか追跡ができないのが現状です。職員で本当に一番困るのは成人式、成人の集い、二十歳の集いの連絡をするときに誰もつながらない。もう1年ぐらい前に途絶えてしまったというケースも結構あるので、そうすると、その当時の同級生の子たちとか卒業した子たちに、この子今度二十歳の集いがあるけど、連絡とりたいけど誰かわからないと聞いても、わかる子はほとんどいない状況。辛うじて繋がってれば、LINE で繋がっているくらいの子がたまにいますけど、何に困っているかと卒業生に聞きたいぐらいですが、でも肝心の困っているこどもたちが来ない。逆に来る子たちは、それなりに満足した生活ができてきている子たちで、今落ち着いている子たちなので、施設側からすれば、就労パイプとか、職業安定所じゃないですけども、ハローワークじゃないですけども、少し課題性のある子とか、施設出だけだということ。施設出だけだということ、うんと言ってくれる企業は意外とありません。就職しても失敗すると、どうせお前施設の出身者だからなというのがまだまだ現状です。この世の中いけない話ですけど、まだそういうところもあるので、ぜひそういう

施設に理解のある就労先を、何かパイプをつくっていただけるといいかなと思います。

○A委員（議長）

今幅広いお話があったと思います。でも確かに今自立支援は施設に任されているところが多いですが、施設だけ一本の線で支えるのは難しいので、やはりココエールがあって、児相もあってと何本かでつないでおくのも大事ですし、やはり生活困窮支援などは市が強いので、そこで繋がっておくことはすごく大きな意味があるし、私たちも少し予防しないといけないということなんですよ。くしゃくしゃになってからだと遅いので、少し予防的な支援が必要。市だとうまく児相を機能させながらできるのかなと、今お話を聞きながら感じました。少し押しているの、コンセプトまで説明してもらった後、全体の皆さんのご意見を伺おうかなと思います。よろしいでしょうか。では、コンセプトのところをお願いします。

●資料3「児童相談所設置のコンセプト」について事務局から説明

5. 意見交換

○A委員（議長）

ご質問もあるかもしれませんが、時間の関係で積極的にご意見をいただければと思います。

○D委員

一時保護所の設置ですが、かなり大変だなと。うちも（児童養護施設での一時保護の委託を）6人定員で始めましたが、昨年のデータ令和5年度の実績で年間、一時保護（委託）は全部で（延べ）2,888（日）で、約280人ぐらいだったと思います。長い子だと数ヶ月で。今日現在で課題性の高い子、発達的にはなく、いろんな行動的なことも含めて、ここ3日ぐらいかな、入所ストップしていますという段階で、4人待機待ちだそうです。県内の児相の依頼を受けているお子さんがあって。そういう状況を想定してつくっていられる中で、やはり職員確保がお互いに、県とも、福祉施設とも豊橋市とも取り合いにならないように、計画的にきちっと採用して育成していかないと、本当に設置までに絶対に合わないよというのは、ずっと思っていて、最初の立ち上げのときにこれに向けての採用を始めるぐらいでないと、一時保護所の職員は忍耐と体力とが必要ですので、馬鹿だ、死ねだと言われても、そうだねそうだねと言って、受けとめてあげるよと言えるぐらいの忍耐力がないと大変なのと、24時間365日対応しなければいけない。夜中の1時だろうが2時だろうが3時だろうが、という中の体制をどうつくっていくか。体制づくりはすごく大変だなと思います。つくることがすごく大切かなと思いますけど、どういうふうに分業していくか。例えば、愛知県は2つ一時保護所があって、（県内児童養護施設に）一時保護専用施設があります。（一時保護所の体制整備は）本当に大変ですので、早めに準備された方がいいかなと思います。

○C委員

私の知っている児童相談所業務は偏っているので、ぜひここでF委員も含めて教えてほしいのですが、本来一時保護所は県の施設として置かないといけないですよ。それが愛知県の場合は2ヶ所。ただ、それでは一時保護の対応は不十分なので、児童養護施設に一時保護委託をするという形で、事実上児童養護施設のある部分を一時保護所的な区画として確保していると。そういう話ですよ。

○F委員

はい。

○C委員

今のD委員からの説明は、一時保護委託のこどもを（児童養護施設でも）受け入れていまずと。定員がどれぐらいで、大変ですよ。普通の施設入所のこどもよりも、いろいろな問題を抱えていることも多いものだから大変ですよ。そういうご説明だったというふうに理解すればいいですかね。

○D委員

はい。

○A委員（議長）

事務局は何か聞いておきたいこととか大丈夫ですか。

○事務局

やはり人材の確保は、前の検討のときからも言われていまして、かなりの検討課題なのかなと感じております。

○F委員

余分な心配かもしれませんが、私の感覚だと例えば人口10万人ぐらいの市町だと、市町の職員もほとんどそこに住んでいらっしゃる。30万を超すと変わるのかもしれないけれど、児童相談所の職員が同じ市民というのは、非常にやりにくいのではないのか、居づらくなってしまうのかなと余分な心配をしているのですけどね。ただ逆に言うと、30万都市だと面積も広いので。実際あったのですが、昔受けもった虐待親が、職員の同級生だったということがあったので、その時は担当を変えましたが。元々担当を自分の出身地域ではないところにしたのに、相手も引っ越して一緒になってしまったというようなことらしいですけど。県の場合は、ほとんど地域を外してやれるのですけれど、市でもつとその辺大丈夫かなというのは、一つ老婆心ながら。せっかくの機会なのでE委員にぜひお話していただきたいのですが、児相をつくって、ここにもいろいろ書いてありますけれど、もっと現場感覚でこんなことがとてもよかった、というのがもしあれば教えていただきたいと思うのですけれど。

○E委員

やはり県ではない、中核市としての児童相談所をつくっていただきたいと思うのと、サービスマで一元になったことで、こどもたちの支援ができるのはいいことだと思います。二元化されていたら、一時保護してほしいと（関係機関から）朝から言われても、一時保護できるのが夕方になってしまいます。これは市から県に（一時保護を）お願いして、県が情報収集しこどもを確認すると時間がかかる。夕方になったら親が帰ってくるじゃないか。これだったら学校等で保護できないというようなことが多々あったのですが、今だったら朝、保育園・幼稚園等から通告を受けたら、そこですぐ協議します。一時保護する90%ぐらいのケースは要対協管理しているので、過去にデータがある子たちですので、情報はすぐわかりますし、大体昼前後には一時保護できます。スピーディーになりました。そこはよかったことと思っています。

○F委員

職員と同じ地域であることはどうですか。

○E委員

私たちも設置検討中、他自治体の職員などから一緒にことを言われました。支援しているこどもと一緒に地域だったとか、職員のこどもと同じ学級とかいいます。その辺は、少しやりにくいところもあるかなと思います。もう一つは、中核市だからできるのが、一時保護所から通学させています。面積が狭いから通学させられます。だけれども、一時保護所は一つしかもっていないので、同じ学校の子を入れることの協議が毎度起こっています。本来なら、同じ学校の子を同じ一時保護所では預からないのですが、その子たちの背景を調べながら預かっていこうと思います。例えばこの子はほとんど不登校で学校に行ってなくて、転居していたから、顔見知りじゃないから一時保護所に預けようとなります。現在は同じ学校だったら預からずに県等に委託したりしますが、その辺りも少し困ることかなと思っています。

○A委員（議長）

本当にリアルに困ることで、やはりこども同士でしゃべってしまいますものね。

○E委員

（こども同士で）しゃべります。学校に行っても言ったらいけないよと伝えていても、自分は一時保護されているとしゃべります。でも、そういうことを怖がっていたら、通学もさせられなかったり、こどもの意見も聞けなかったり、いろんなことで（こどもを）締め付けていきますので、そこら辺も踏まえながら運営していく感じですかね。

○A委員（議長）

その点豊橋市は、児童養護施設が複数管内にあるので、それぞれの一時保護専用施設とかを活用しながら、結構市内でも工夫ができるのかなと。あと県の委託とかも含めて。そうい

う可能性はあるのかなと。

○E 委員

いろんなところに一時保護委託もできますので。県と市の協働はとても大切だと思っています。今児相を設置して思うのは、例えば法定研修。市は、児童福祉司などが県と比べて少ないです。児相数も少ないです。それで法定研修を受けるとなると、少ない人数になってしまいます。その法定研修とかも県と一本化しようということで、お金を出し合っているとか。あと施設のアドボケイト。一つの施設に、市の子もいれば、県の子もいるので、そこでのアドボケイトなんて、今は市県分かれてやっていますが、一緒にしていってもいいと思います。里親なども、市だけの里親では数が少ないため、県内皆で事業を推進してもいいと思います。里親会自身は、市の里親会はつくらないで一本化でやっています。児相を運営していったら、市県で一緒に動いた方がいいということがたくさん出てくるかと思うので、その辺りは柔軟に考えていって、県と連携しながら。一時保護委託なども、県の分も引き受けていますし、私たちから県にもお願いしています。お互いに協力しあっていますので、ぜひとも県とはうまく協力しながらやっていただいたら、よりいい状態になっていくかなと思いますのでお願いします。

○事務局

ココエールの職員は市の職員で、豊橋市に住んでいる人が多いです。もちろん他の市から通っている職員もいますが。知っている方がたまたまケースの親だったり、自宅近くからの相談があったときは、余りにも近いとよくないので、地区担当を設けていますが、他の職員に相手をしてもらうなど工夫しています。そのように対応していけると考えております。

○E 委員

法改正があって、私たちの児相でも 20 歳の子たちも来ています。その子たちを自立援助ホームに入れたりもしていますので、18 歳という法律的なしばりや、20 歳まで支援ということはあると思いますが、それ以上も支援できます。その子たちを見ていて私はともしんどくなってしまうのですが、高校年代や 18 歳以上まで支援をせずにいる子たちは、コミュニケーションをとりにくかったり、本当にしんどい子たちがたくさんいます。本人の希望もあり 20 歳になって親から逃がしてあげても、結局自宅に帰ってきたりとか、親の近くでしか生活できなかったり、あまり予後がよくないです。それがとてもつらくて。やはり高校年代や 18 歳過ぎるまでそういう状態に置いておかない。小学校、中学校で何かできたらいいのかなと思っています。施設の自立支援もあって、こどもたちに荷物を送ったりするのは簡単かもしれませんが、心を打ち明けた人でないと、こどもたりは関係性をとってくれないです。ここが相談窓口だよと言ったところで、大きくなった子たちはそんなに簡単に来てくれない。元々大人にあまり安心感をもっていない子たちですので、その子たちと関係性をもちながら、信頼を培っていくことが、とても大切だと思います。自立支援のときによりいい形で自立できるように、以前から支援ができたらいいいと思うので、そこもぜひやっていただけたら嬉しいと思います。

○A 委員（議長）

切れ目ない支援は、妊娠期とかでよく使われますけど、やはり 18 歳から大人になるとか、そこも含めた切れ目ない支援の重要性というご意見だったと思うので、そこはもしかして豊橋の強みが生かせるところなのかなと、お話聞きながら感じました。では、委員の皆様よろしいでしょうか。これで、意見交換を終わります。事務局は、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、とりまとめに反映させていくようお願いいたします。それでは、進行を事務局にお返しいたしますので、次の会議について案内をお願いいたします。

6. 次回の会議について

●こども未来部長謝辞

●次回の会議について事務局から案内

○事務局

皆様、長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。今後も検討を進めてまいりたいと存じます。以上で、本日の会議を終了いたします。お忙しい

中、ご出席いただき、ありがとうございました。次回も引き続き、よろしくお願いいたします。